

政策会議付議事案書 (令和元年7月9日)

提案課名 行政経営課 戸籍住民課  
 報告者名 小泉 康男 原田真智子

<p>事案名</p>	<p>マイナンバーカードによるコンビニ交付の実施及びそれに伴う窓口サービスの見直しについて</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>平成28年1月に、マイナンバーカードの交付が開始され、各自治体においてマイナンバーカードを使ったコンビニエンスストア等での各種証明書の発行サービス（以下「コンビニ交付」といいます。）が可能となりました。コンビニエンスストア等全国約54,000店舗で午前6時半から午後11時まで各種証明書を取得でき、国が全国的に導入を推進しています。</p> <p>県内では、三浦市と逗子市を除き、コンビニ交付を既に実施済又は実施予定であり、本市では、住民基本台帳などの電算事務をホストコンピュータからオープンシステムに移行する令和3年1月に合わせ、コンビニ交付を開始することで、導入経費を抑えることができます。</p> <p>一方で、連絡所や土日開庁の状況を点検したところ、連絡所については、公民館連絡所は駅連絡所に比べ、運営費が安価なもの利用件数が少ないこと、土日開庁では、特に窓口取扱件数の少ない課があるとともに、複数の職員が土日開庁に従事し平日を週休日とするため平日窓口の稼働に影響があることなどの状況が見られました。</p> <p>こうしたことを踏まえ、本市においてオープンシステムへの移行に合わせて、コンビニ交付を開始することとし、それに伴い、窓口サービスのあり方を検討する必要があります。</p> <p>なお、コンビニ交付における各種証明書の発行手数料については、導入等に多額の経費がかかることや、コンビニ交付の利用が増えることで窓口業務が軽減できることなどを考慮すると、コンビニと窓口とで、手数料に差を付けることも考えられます。現在、県内では、横浜市、相模原市及び座間市は、窓口での交付手数料よりも低額で取扱っていますが、その他の市は、窓口と同額としています。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 コンビニ交付について</p> <p>平成27年10月 マイナンバー制度の開始</p> <p>平成28年 1月 マイナンバーカードの交付開始 (厚木市、大和市でコンビニ交付開始。以後、各市で取扱いを開始。※藤沢市、座間市、茅ヶ崎市は、住基カードを使ったコンビニ交付を実施済。)</p>	

経過・検討結果	<p>令和元年 6月 総務省から「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が出され、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証利用が決定しました。令和4年度までに国民のほぼ全員がマイナンバーカードを取得するよう本年8月を目途に工程表を公表する予定です。</p> <p>2 連絡所設置の経緯</p> <p>昭和53年 6月 秦野駅連絡所 開設</p> <p>昭和54年12月</p> <p>～平成21年2月 本町、南と西を除く全公民館、渋沢駅連絡所及び東海大学前駅連絡所を開設</p> <p>平成30年 4月 鶴巻温泉駅連絡所 開設</p> <p>平成30年 8月 秦野駅連絡所を移転</p> <p>3 土日開庁実施の経緯</p> <p>平成19年 4月 土曜開庁を試行実施（毎週土曜日に開庁）</p> <p>平成22年 4月 土曜開庁を本格実施（毎週土曜日に開庁）</p> <p>平成27年10月 日曜開庁を試行実施（第3土曜日を翌日に振り替えて実施）</p> <p>祝日開庁を試行実施（土日開庁日が祝日と重複した場合も開庁）</p> <p>平成29年 6月 日曜開庁を本格実施（第2土曜日を翌日に振り替えて実施）</p> <p>祝日開庁を本格実施（土日開庁日が祝日と重複した場合も開庁）</p> <p>平成31年 3月 土日開庁の見直しについて関係課へ意見を照会・集約</p> <p>4月 土日開庁関係課調整会議で関係課の意見を踏まえ、土日開庁の見直しについて協議しました。</p>
決定等を要する事項	<p>1 令和3年1月からコンビニ交付を実施すること。</p> <p>2 コンビニ交付の実施に合わせて、窓口のあり方を、見直しを含めて検討すること。</p>
今後の取扱い	<p>1 コンビニ交付について</p> <p>令和元年 8月 オープンシステムへの移行にかかるコンビニ交付の仕様調整</p> <p>10月 オープンシステムへの移行までに交付運用上の仕様確認</p> <p>令和 2年 6月 コンビニ交付の取扱いについて、個人情報保護審査会に諮問</p>

今後の  
取扱い

- 9月 コンビニ交付に向けて、窓口での発行手数料との差を決定  
印鑑登録条例を改正、戸籍証明書交付のため法務局と調整
- 11月 コンビニ交付の実店舗試験
- 令和 3年 1月 オープンシステムへの移行、コンビニ交付開始
- 2 窓口サービスの見直しについて
  - 令和元年 8月 市民アンケートの実施について関係課と調整
  - 9月～11月 市民アンケートの実施（窓口来庁者、Webアンケート等）
  - 令和 2年 1月～ アンケート結果を踏まえて、関係課と窓口サービスの見直しについて協議
  - 4月～5月 窓口サービスの見直し案を議会、市民等へ周知
  - 令和 3年 1月 見直しに沿った窓口サービスへの移行

**個人番号カード利用によるコンビニ交付に係る経費について**

1 導入経費……4,900万円 【情報システム課】

【導入時期による経費の比較】 (税込 6年間)

導 入 時 期	経 費
オープン化と同時に導入	4,900万円
オープン化以降導入	6,100万円
差 引	1,200万円

※戸籍証明書、戸籍附票発行経費は除く

2 維持管理経費…510万円/年 ①+② 【戸籍住民課】

- (1) J-LIS (地方公共団体情報システム機構) への市町村負担金  
 4,790,000円/年…… ①  
 (人口規模により異なる。)

【市町村負担金の主な項目】

- ・コンビニ事業者等側回線経費 (月額通信料のみ)
- ・証明書交付センターシステム設備等賃借料・保守費
- ・証明書交付センター運営費
- ・セキュリティ技術使用料

- (2) コンビニ事業者への委託手数料  
 約219,650円/年…… ②  
 証明書発行委託手数料として、1通あたり115円を支払うもの。

コンビニ交付での交付件数は、平成30年度の住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明、戸籍証明書、戸籍附票の発行件数172,143件(連絡所69,661通+本庁舎102,482通)にコンビニ交付実施近隣市(平塚市及び伊勢原市)の証明書交付件数に対するコンビニでの発行割合(1.11%)を乗じた通数(約1,910通)とした。

$1,910 \text{ 通} \times 115 \text{ 円 (}/\text{通)} = 219,650 \text{ 円}/\text{年}$

【参考】コンビニ交付実施状況 (令和元年6月1日現在)

全国1,741自治体中620団体(35.6%)で実施しており、神奈川県内では19市中16市で実施又は実施予定となっている。

H29年度までに実施済 (11市)	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、座間市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市
H30年度実施 (3市)	綾瀬市、小田原市、海老名市
R元年度実施 (2市)	南足柄市、横須賀市
未実施 (3市)	逗子市、三浦市、秦野市

政策会議付議事案書 (令和元年7月9日)

提案課名 会計課

報告者名 曾我 明正

事案名	指定金融機関派出所(市金庫)の時間短縮及び市職員による対応について	有 資料  (無)
目的・必要性	<p>指定金融機関派出所(市金庫)の事務取扱時間は、秦野市財務規則第115条第1項の規定により平日午前9時から午後5時としていますが、指定金融機関から時間短縮についての強い要望及び他市の状況を鑑み、本年10月からの窓口対応業務については、午前9時から午後4時を指定金融機関職員、午後4時から午後5時を会計課職員により対応するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>1 経過</p> <p>(1) 平成29年9月11日 スルガ銀行から派出所経費等の負担及び時短についての要望書提出あり。</p> <p>(2) 平成30年12月13日 スルガ銀行営業本部営業統括部長から派出所経費等の負担及び時短についての要望あり。</p> <p>(3) 同年11月15日 横浜銀行から派出所経費等の負担についての要望書提出あり。</p> <p>(4) 平成31年3月25日 横浜銀行秦野支店から派出所経費等の負担及び時短についての要望あり。</p> <p>(5) 令和元年5月27日 横浜銀行から「派出所経費が2019年度末までに予算化されない場合は、派出所を廃止する」旨の文書提出あり。</p> <p>2 金融機関の現状</p> <p>指定金融機関職員が午後5時に市派出所の窓口を閉めてから支店に戻り、受け付けた納付金を処理すると、業務を完了するのは午後6時を回るとのことです。働き方改革に関する法律が本年4月に施行した現在、法の趣旨を鑑み、恒常的に残業とならざるをえない仕事は見直す必要があります。</p> <p>3 県内他市町の状況</p> <p>横浜銀行では、県内17市の指定金融機関(輪番制を含む)の業務を受託していますが、派出所の事務取扱時間を午前9時から午後5時としているのは本市のみです。</p>	

決定等を要する事項	指定金融機関職員による派出所の事務取扱時間を、本年10月から、午前9時から午後4時に変更することとし、午後4時から午後5時までは会計課職員（2名）により対応すること。
今後の取扱い	1 令和元年7～9月 派出所業務の取扱いについての打合せ及び事務の習得 2 同年9月 財務規則の改正 3 同年10月1日から 指定金融機関職員による派出所の事務取扱時間を午前9時から午後4時に変更。午後4時から5時までは会計課職員が対応。 4 派出所経費における市負担について、今後、他市の状況を確認し、指定金融機関と調整していく（別途、政策会議に付議予定）。

[職員が窓口業務を行うにあたっての課題]

- 1 会計課職員の業務負担増（特に年度末、出納整理期間、年末年始）。
- 2 16時以降に受け付けた公金を、翌日に金融機関に引き継ぐまで保管のリスクがある。
- 3 市民が市税等の納付にかかる待ち時間の増（職員が不慣れなことにより、金額等の確認作業に時間がかかることが予想されるため、市民を待たせてしまう恐れが危惧される）。

[参考]

平成30年度4～11月 窓口受付件数(16時～17時)																			
月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		合計	月平均	
日数	20		21		21		21		23		18		22		21		167	20.9	
件数	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	市職員	一般	
	2	77	7	122	2	149	3	140	11	126	1	91	3	128	1	79	30	912	4